

2023年3月号

(2023年3月20日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

令和5年度 労災保険料率、雇用保険料率、健康保険料率、通勤手当の確認、代替休暇と代休の違い
年度末年度初めは人事異動や法改正が多くてバタバタしますね。さて、今回は保険料率の変更についてご案内して
きます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆労災保険料率

昨年度と変更なしの見込です。

◆雇用保険料率

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなり、**保険料率が上がります**。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

| 事業の種類 | 負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ) | ② 事業主負担 | | ①+② 雇用保険料率 | |
|-----------------------|--|---------------------------|------------------|---------------|-------------------|
| | | 失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | | |
| 一般の事業 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 5/1,000 | 3.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| ※ 農林水産・ 清酒製造の事業 | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 7/1,000 | 3.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 6/1,000 | 3.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 7/1,000 | 4.5/1,000 | 18.5/1,000 |
| (令和4年10月～) | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 6/1,000 | 4.5/1,000 | 16.5/1,000 |

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf> >抜粋

一般の事業の場合、今の給与計算時の雇用保険料率は5/1000ですが、6/1000になりますのでご注意ください。
また、いつ支給する給与から雇用保険料率を変更すればよいかご質問いただくことがありますが、4月1日以降の「締日」
にかかる支払いから変更後の保険料率で計算をお願いします。

締日支払日のいくつかのパターンによる具体例は、2022.10月号の事務所便りで紹介しておりますので、ご参考ください。

2022.10月号の事務所便り：<https://senshu-sr.com/pdf/202210.pdf>>

◆健康保険料率

2023年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率に変更になります。
一部の都道府県については下記になります。

| 都道府県および介護保険 | 現行 | 変更 | 変動 |
|-------------|--------|--------|-----------|
| 大阪 | 10.22% | 10.29% | 0.07% 引上げ |
| 東京 | 9.81% | 10.00% | 0.19% 引上げ |
| 京都 | 9.95% | 10.09% | 0.14% 引上げ |
| 愛知 | 9.93% | 10.01% | 0.08% 引上げ |
| 熊本 | 10.45% | 10.32% | 0.13% 引下げ |
| 兵庫 | 10.13% | 10.17% | 0.04% 引上げ |
| 介護保険 | 1.64% | 1.82% | 0.18% 引上げ |

各都道府県の保険料率は、下記になります

<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r5/230206/>>

3月分から保険料率変更の為、社会保険料を翌月徴収する場合は、4月に支給する給与から控除する社会保険料が変更になります。3月に給与を支給する場合は、変更後の保険料率で計算する必要があります。

◆通勤手当の確認

2023年春に**鉄道各社が運賃改定**を行うようです(首都圏の鉄道各社の多くは、3/18運賃改定予定)。また、オフピーク定期券(利用時間が限定されるが改定前の定期代より10%安価等)を新設する鉄道会社もあるようです。従業員の通勤手当がいつからいくらに変更になるかご確認の上、給与計算時にはご注意ください。

◆代替休暇と代休の違い

先月の事務所便りで「代替休暇」のご案内をしたところ、「**代替休暇って代休と違うんですか?**」とご質問をいただきました。回答としましては**違う制度**になります。

代替休暇：今回の改正(月60時間超の時間外労働の割増賃金率が25%から50%に引上)の

引上部分について、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する制度

代休：休日労働が行われた場合に、その代償として以後の特定の労働日を休みとする制度

また、労働条件通知書(雇用契約書)の「休暇」の欄に、代替休暇をみかけることがありますが、**代休と勘違いして代替休暇有に○**をしているケースがあります。上記のとおり、異なる制度になりますので、一度、労働条件通知書(雇用契約書)を確認しておくと思いいます。

| | | | | |
|-----|---|-----------|--|------------|
| 休 暇 | 1 | 年次有給休暇 | 6か月継続勤務した場合→ 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 → か月経過で 日 時間単位年休(有・無) | 日 (有・無) |
| | 2 | 代替休暇(有・無) | | |
| | 3 | その他の休暇 | 有給() 無給() | |

厚生労働省：

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/dl/youshiki_01a.pdf>抜粋